

前駆物質輸入業者に対する規定

輸入業者の視点から

ニコラス・M・ムハディ

INDOCHEMICAL CITRA KIMIA株式会社

背景

- 近年、麻薬、向精神薬、前駆物質及びその他の中毒性物質の乱用が横行していることに関連し、より包括的な対策が必要とされる。

前駆物質輸入規定

- ✓ 2004年10月18日、政府としてインドネシア共和国商工大臣は、前駆物質輸入規定に関する決定書第647/MPP/Kep/10/2004号及び前駆物質の検証又は輸入技術調査実施機関としてのサーベイヤーの指名に関する第649/MPP/Kep/10/2004号を発行した。

前駆物質

- 前駆物質とは、工業製品製造工程において必要とされる、原料・副資材として使用することができる特定の成分、出発原料又は化学原料のことであり、誤った使い方としては、麻薬や向精神薬の製造工程において使用することができる。

前駆物質輸入に関する規定

- インドネシア共和国政府による管理プロセスは、輸入業者が前駆物質の輸入を行おうとする時点から始まる。
- まず、輸入業者は前駆物質登録輸入業者の立場を有してなければならない。申請者は以下等の書類を添付しなければならないことから、前駆物質登録輸入業者の立場を得ることは容易ではない。
 1. 営業事業許可証(SIUP)
 2. 一般輸入業者ライセンス(API-U)
 3. 会社登記証(TDP)
 4. 納税者番号(NPWP)
 5. 前駆物質輸入分野での経験を示す、3年間の物品輸入申告書(PIB)の証明
 6. 犯罪捜査局長及び国家麻薬庁長官からの推薦
 7. 最終使用産業への流通計画書

前駆物質輸入規制

- 前駆物質登録輸入業者としての認定を輸入業者が取得した後、前駆物質の輸入割り当てを得るために、輸入業者はインドネシア共和国商業省外国貿易総局に前駆物質輸入許可申請書を提出しなければならない。
- 政府による次の監視・コントロールは、当該の輸入された前駆物質が最終使用者(end user)の企業へのみ流通させることができるということである。

輸入業者と最終使用者の義務

- 前駆物質登録輸入業者の義務として、毎月当該の前駆物質をどこへ流通したかを外国貿易総局長に定期報告をしなければならないことがある。
また以下の関連機関宛てに、その報告書の写しを送付しなければならない。
インドネシア国家警察犯罪捜査局長、国家麻薬庁長官、工業省製造産業基盤総局長、医薬品・食品監督庁長官、税関総局長、保健省製薬・医療器具総局長。
- 前駆物質登録輸入業者から前駆物質を得た最終使用者は、その前駆物質を製造工程における原料・副資材としてのみ使用することが許可されるが、これらの販売や他者への譲渡は禁止されている。

前駆物質輸入業者に対する追加義務

- 前駆物質登録輸入業者(弊社)は、常に注意深く慎重でなければならない。決して権利がない者に物品を販売してはならない。
なぜならば、この前駆物質流通の管理という点では、弊社もまた政府を補助する立場にあるからである。

購入予定者と取引を行う前には、弊社はその前駆物質購入予定者を正確に把握していなければならない。

●事業の内容、●工場で生産される製品、●工場の場所、●株主・所有者、●創業を開始してどのくらいになるのかなど。

- 上記のデータが得られなかった場合には、弊社はその前駆物質購入予定者との取引を行わないこととする。

輸出国の国々との協力に関連し、インドネシア共和国政府が供与する優遇措置

- 2012/2015年ASEAN中国自由貿易協定(ASEAN China Free Trade Area、ACFTA)の一貫における輸入税関税率表の決定に関する財務大臣規定第117/PMK-011/2012号→様式E
- 2013年インドネシア共和国・日本間の経済連携協定の一貫における入税関税率表の決定に関する財務大臣規定第209/PMK.011/2012号→様式JIEPA
- 2015年ASEAN韓国自由貿易協定(ASEAN-KOREA Free Trade Area、AKFTA)の一貫における輸入税関税率表の決定に関する財務大臣規定第118/PMK-011/2012号→様式AK.
- 2013年ASEAN物品貿易協定(ASEAN Trade in Goods Agreement、ATIGA)の一貫における輸入税関税率表の決定に関する財務大臣規定第208/PMK.011/2012号

輸出国の国々との協力関係の実行における障害

- しばしば様式の形態（色等）が若干異なっており、インドネシア税関サイドでは輸入業者に対しその合法性について輸出国に再確認を求めることがある。
- インドネシア税関の見本に原産国の高官の署名がない。
- 記入された様式が全て正しい場合には、当該国家の印章が最も重要である。

提言

- 前駆物質登録輸入業者の方々には、常に注意深く慎重であり、決して権利がない者に物品を販売しないようにしてほしい。なぜならばこの前駆物質流通の管理という点では、弊社も皆また政府を補助する立場であるからである。
- 弊社が対応する全ての企業に対しては、政府が管理する化学原料(前駆物質など)の使用については、これらの原料が工場外に流出し権利のない者の手に渡ることがないように、いつでも管理されていることが望ましいことを常に忠告する。
- また弊社は、全ての弊社の顧客企業に対し、弊社から購入した前駆物質は製造用のみとして使用し、もとの形のまま他者に譲渡しないことを約束する内容の表明書への署名を要請している。

ありがとうございました